

「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」

の発行を依頼される方へ

この証明書は、申請地が納税猶予を受けるにあたり、生産緑地であることを証明するものです。

農業委員会による相続税（贈与税）納税猶予の申請に必要な書類のひとつとなります。

提出書類等

1. 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書 証明願……3通＋必要通数
2. 公図（コピー可）
3. 土地登記簿謄本（コピー可：3ヶ月以内のもの）
4. 運転免許証、マイナンバーカード等、本人確認のできるもの
5. 委任状（本人以外が証明願を提出する場合：身分証明書も添付）
6. 遺産分割協議書又は推定相続人全員の同意書（相続登記が未完の場合）
7. 印鑑登録証明（相続登記が未完の場合：3か月以内のもの）
8. 戸籍謄本・抄本（相続登記が未完の場合）

※農業委員会提出用以外に税務署提出用に1通が必要になります。

※発行手数料は1通300円です。

※証明書は数日後（3営業日程度）のお渡しとなります。

【担当】

江戸川区 都市開発部
都市計画課 都市計画係
Tel.03-5662-6369（直通）